

住まいに関する支援制度一覧

市町村名：館林市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる（工事）内容	対象（者）要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載（リンク先）	その他
合併処理浄化槽設置費	助成	<a href="#">浄化槽設置整備事業</a>	既に設置されている「単独浄化槽」等から合併処理浄化槽への転換	・補助対象区域内であること ・自己の居住する専用住宅に設置するもの ・既設の「単独処理浄化槽」等を撤去すること ・世帯全員が市税及び国民健康保険税を滞納していないこと ・設置する浄化槽が環境配慮型であること	5人槽314,000円 7人槽374,000円 10人槽464,000円  ※上記の限度額に加え、転換の内容に応じて補助額の上乗せあり。その他欄に記載。	—	—	令和2年4月1日～令和3年1月29日	予算の範囲内	地球環境課	0276-72-4111 (内線452)	<a href="https://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2012041000091/">https://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2012041000091/</a>	①宅内配管工事への補助 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に限り、宅内配管工事を施工した場合、当該工事に要した費用又は300,000円のいずれか低い額(1,000円未満切捨て)を上乗せ ②浄化槽エコ補助金 くみ取り槽からの転換や①宅内配管工事への補助を利用しない場合は群馬県浄化槽工助金100,000円/基を上乗せ
雨水貯留施設設置費	助成	<a href="#">館林市雨水貯留及び浸透施設設置補助金交付事業</a>	雨水貯留槽の設置費の補助 設置費用の1/2を限度とし、上限30,000円	①自己の居住する専用住宅又は併用住宅(居住部分が二分の一以上)への設置 ②容量200リットル以上のもの	30,000円	—	—	令和2年4月8日～令和3年3月19日	予算の範囲内	地球環境課	0276-72-4111 (内線451)	<a href="http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2014022600115/">http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2014022600115/</a>	館林市金券として交付
雨水浸透施設設置費	助成	<a href="#">館林市雨水貯留及び浸透施設設置補助金交付事業</a>	雨水浸透槽の設置費の補助 設置費用の1/2を限度とし、上限30,000円	①自己の居住する専用住宅又は併用住宅(居住部分が二分の一以上)への設置 ②口径300ミリメートル以上の浸透槽を新たに3基以上設置したもの	30,000円	—	—	令和2年4月8日～令和3年3月19日	予算の範囲内	地球環境課	0276-72-4111 (内線451)	<a href="http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2014022600115/">http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2014022600115/</a>	館林市金券として交付
生ごみ処理器具購入費	助成	<a href="#">館林市ごみ減量化器具購入費助成金交付事業</a>	①生ごみ処理機 ・市内在住の方  ②生ごみ処理槽(コンポスト)・生ごみ処理容器(EMぼかし) ・市内在住の方	①生ごみ処理機 ・市内の店舗で購入すること ②生ごみ処理槽(コンポスト)・生ごみ処理容器(EMぼかし) ・指定店で購入すること	①生ごみ処理機 購入費の2分の1(ただし、20,000円を上限とし1,000円未満の端数は、切り捨て) ②生ごみ処理槽(コンポスト) 容量130リットル以上のもの 1基あたり3,000円 ③生ごみ処理容器(EMぼかし) 容量14リットル以上のもの 1基あたり1,000円	—	—	随時	予算の範囲内	地球環境課	0276-72-4111 (内線457)	<a href="http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2012082100007/">http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2012082100007/</a>	①については、館林市金券として交付
リフォーム資金 (重度身体障がい者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	<a href="#">館林市重度身体障がい者(児)住宅改造費補助事業</a>	住宅改修相談員が生活環境の改善に必要であると認めた工事。浴室、便所、玄関、台所等の手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更等	市内に居住し、下肢・体幹・上肢障がい1、2級、視覚障がい1級。腎臓機能障がい者で、在宅血液透析療法を行うための在宅血液透析排水処理槽を設置する者。市民税、所得割160,000円未満の世帯に属する者	500,000円	—	—	随時	予算の範囲内	社会福祉課	0276-72-4111 (内線673)	<a href="http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2014031800063/">http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2014031800063/</a>	新築、増築は対象外
住宅家賃	助成	<a href="#">障害福祉サービス利用給付金事業</a>	グループホームに居住するために必要な家賃であって、月額1万円までの家賃額の2分の1を補助(上限5,000円)	グループホームに居住する支給決定障がい者等。ただし、市民税課税世帯に属する者	5,000円	—	—	随時	—	社会福祉課	0276-72-4111 (内線627)	<a href="https://www.city.tatebayashi-gunma.jp/">https://www.city.tatebayashi-gunma.jp/</a>	
リフォーム資金	助成	<a href="#">館林市障がい者(児)日常生活用具給付等事業(住宅改修費)</a>	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便所等への便器の取替え (6)在宅血液透析療法に伴う電気、水道設備の改修 (7)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①市内に住所を有するもので、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する身体障がい者(児)であって障害程度等級3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障がい2級以上の身体障がい者(児)、知的障がい者であって、排便後の処理が困難な者(障がい児は原則として学齢児以上) ②下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者 ③人工透析療法を必要とする腎臓機能障がい者で、新たに在宅血液透析療法を行うために電気、水道設備等を改修するもの	200,000円	—	—	随時	予算の範囲内	社会福祉課	0276-72-4111 (内線673)	<a href="http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2010092400204/">http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2010092400204/</a>	
在宅血液透析排水処理補助	助成	<a href="#">館林市障がい者(児)日常生活用具給付等事業</a>	在宅血液透析療法を行うための在宅血液透析排水処理槽	人工透析療法を必要とする腎臓機能障がい者で、医師の指導のもと、在宅血液透析療法を行う者	600,000円	—	—	随時	予算の範囲内	社会福祉課	0276-72-4111 (内線673)	<a href="http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2010092400204/">http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2010092400204/</a>	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	<a href="#">館林市高齢者住宅改修費補助事業</a>	屋外及び屋内のバリアフリー工事 手すりの取り付け、段差解消、和便器一洋便器への取り替えなど(住宅改修相談員が介護予防の観点から当該事業等が対象者の生活環境の改善に必要であると認めた場合)	市内に居住し、在宅で日常生活を営む上で常に介助や注意を要する、60歳以上のひとり暮らし高齢者もしくは高齢者世帯で所得税非課税	500,000円	—	—	随時	—	高齢者支援課	0276-72-4111 (内線621、648)	<a href="http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2012112700257/">http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2012112700257/</a>	以前にこの制度を利用した者は、補助の対象とならない
住宅リフォーム資金	助成	①館林市住宅リフォーム資金助成金 ②移住定住支援制度 ③多世代同居支援助成金	対象工事：市内に本店を有する施工業者による、建物の内外装の修理、居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改修などに関わる、税込20万円以上の未着工の工事 対象住宅：建築後5年以上経過している、市内の個人住宅 多世代同居支援助成金は、多世代同居をし条件を満たした方へ、住宅リフォーム資金助成金・移住定住支援制度に上乗せして助成	市税の滞納・過去住宅リフォーム資金助成金の利用がなく、以下に該当する方 ①住宅リフォーム資金助成金：令和2年3月31日以前に市内に住民登録があり、市内の住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している方 ②移住定住支援制度：令和3年3月31日までに市内に住民登録し、市内の住宅を所有し、かつ、居住した方(居住する予定の方を含む) ③多世代同居支援助成金：住宅リフォーム資金助成金交付決定後、令和3年3月31日までに多世代同居をし、かつ、多世代同居をする全員が対象となる住宅について住宅リフォーム資金助成金の交付決定を過去に受けていないかた	①に該当する方は、工事費の1/10(上限3万円) ②に該当する方は、工事費の1/3(上限30万円) ③多世代同居支援助成金は①、②に上乗せし一律15万円	—	—	随時	予算の範囲内	商工課	0276-72-4111 (内線204)	<a href="https://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2012051000036/">https://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2012051000036/</a>	館林市金券として交付
樹木・生垣樹木植栽費	助成	<a href="#">樹木・生垣樹木植栽補助事業</a>	樹木植栽補助は事業費の1/4以内 生垣樹木植栽補助は2,000円/m以内	①樹木植栽補助は事業費100,000円以上 ②生垣樹(削除)植栽補助は延長10m以上 ※市税及び国民健康保険税を滞納していない世帯	それぞれ50,000円	—	—	施工後1年以内	—	緑のまち推進課	0276-72-4111 (内線417)	<a href="http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2010092200408/">http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2010092200408/</a>	館林市金券として交付
まちなか緑化補助費	助成	<a href="#">まちなか緑化補助事業</a>	対象地域：本町一丁目の一部、本町二丁目の一部、本町三丁目の一部、本町四丁目の一部、千代田町の一部、栄町の一部、富士見町の一部、仲町の一部、西本町の一部、大手町の一部、大街道一丁目の一部、松原一丁目の一部 対象工事内容： ①屋上緑化・空地緑化・駐車場緑化・壁面緑化 ②公共用道路に面したブロック塀等を生け垣に変更 ③公共用道路に面した建築物を緑化 ④剪定や消毒などの樹木の手入れ(削除)	①補助対象経費が10万円以上の場合で、5m2以上緑化し、5年以上緑化 ②補助対象経費が5万円以上の場合で、5m以上5年以上緑化 ③補助対象経費が5万円以上の場合で、対象建築物を5年以上緑化 ④補助対象経費が1万円以上(削除) ※市税及び国民健康保険税を滞納していない世帯	①補助対象経費の1/2で上限50万円 ②③補助対象経費の1/2で上限10万円 ④補助対象経費の2/3で上限2万円(削除)	—	—	随時	予算の範囲内	緑のまち推進課	0276-72-4111 (内線417)	<a href="http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2012112900022/">http://www.city.tatebayashi-gunma.jp/docs/2012112900022/</a>	館林市金券として交付

耐震診断費	助成	<a href="#">館林市木造住宅耐震改修診断者派遣事業</a>	昭和25年11月23日から昭和56年5月31日の期間内に着工した一戸建て木造住宅または木造併用住宅（住宅部分の床面積が1/2以上のもの）で、在来軸組工法で建築した階数2階建て以下の住宅。	①対象となる建築物の所有者である方 ②市税の滞納をしてない方	診断費は無料（診断者の交通費として1,000円負担あり）	-	-	令和2年5月1日～令和2年11月30日	25戸	建築課	0276-72-4111 (内線406)	<a href="http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/docs/2013032200025/">http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/docs/2013032200025/</a>
耐震改修費	助成	<a href="#">館林市木造住宅耐震改修補助事業</a>	昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅（住宅部分の床面積が1/2以上のもの）で、木造（在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法）で建築した階数2階建て以下の住宅のうち、耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの。	①補助対象の住宅を市内に所有し、当該住宅に居住又は居住を予定している方 ②市税の滞納をしてない方	耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の1/2以内で100万円を限度とする。	-	-	令和2年5月1日～令和2年10月30日	1戸	建築課	0276-72-4111 (内線406)	<a href="http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/docs/2013032200025/">http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/docs/2013032200025/</a>
耐震シェルター等設置費	助成	<a href="#">館林市木造住宅耐震シェルター等設置補助事業</a>	補助対象となる耐震シェルター等を下記対象の住宅の1階に設置するもの。ただし、2階に設置しても安全上支障がないと証明されたものについてはこの限りでない。 （対象の住宅） 昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅（住宅部分の床面積が1/2以上のもの）で、木造（在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法）で建築した階数2階建て以下の住宅のうち、耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの。 ・道路等に沿っているもの ・道路等又は地表面からブロック塀等の上部部までの垂直距離が1.2メートルを超え、水平距離が1メートルを超えるもの ・調査の結果、倒壊のおそれが高いもの	①補助対象の住宅を市内に所有し、当該住宅に居住又は居住を予定している方 ②市税の滞納をしてない方	耐震シェルター等設置に要する費用の1/2以内で30万円を限度とする。	-	-	令和2年5月1日～令和2年10月30日	2戸	建築課	0276-72-4111 (内線406)	<a href="http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/docs/2013032200025/">http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/docs/2013032200025/</a>
ブロック塀等の解体	助成	<a href="#">館林市ブロック塀等撤去費補助事業</a>	※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、石塀その他これらに類する組積造の塀 ※道路等：建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路	・補助対象のブロック塀等を有する住宅を市内に所有するかたで、当該住宅に居住し、又は居住を予定しているかた ・市税の滞納をしてないかた	補助対象のブロック塀等の撤去に要する費用の3分の2以内を補助（上限5万円）	-	-	令和2年5月1日～令和3年1月29日	10戸	建築課	0276-72-4111 (内線406)	<a href="http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/docs/2013032200025/">http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/docs/2013032200025/</a>